

## 黒石市国民健康保険黒石病院障害者活躍推進計画

黒石市国民健康保険黒石病院では令和元年6月に改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）で地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されたことから、本計画を下記のとおり策定いたしましたので公表いたします。

令和2年4月1日

黒石市国民健康保険黒石病院  
病院事業管理者 相馬 悌

### 記

機 関 名	黒石市国民健康保険黒石病院
任 命 権 者	黒石市国民健康保険黒石病院事業管理者
計 画 期 間	令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間） ※計画期間内においても、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。
障 害 者 雇 用 に 関 する 課 題	黒石市国民健康保険黒石病院においては、これまで障害者に限定した職員・非常勤の募集・採用は行っていませんでした。 また、障害者雇用促進法の改正等により障害者雇用の機運の高まりのなか、障害者向けの職務の創出・開発の取組が不足しており、障害者雇用の取組が進んでいませんでした。
目 標	
① 雇 用 に 関 す る 目 標	○ 現状の障害者雇用率 0.53%（令和元年6月1日現在）に対して計画期間における雇用率を次の通りとします。 令和3年3月31日 2.6% 令和4年3月31日 2.6%以上
② 定 着 に 関 す る 目 標	○ 不本意な離職者を極力生じさせない。
③ ワーク・エンゲージメントに関する目標	○ 今後、在職している障害者（新採用職員を除く）に対して、アンケートを行い令和2年度は実態を把握し、令和3年度は前年の基準を上回ることにします。

取組内容	
① 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者雇用推進者として事務局次長を選任します。</li> <li>○ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、院内掲示等により周知します。</li> <li>○ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。</li> </ul>
② 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規に採用した障害者及び障害の進行により従来の業務遂行が困難となった中途障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。</li> </ul>
③ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談窓口への相談のほか、新規に採用した障害者については定期的に面談により必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</li> <li>○ なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</li> <li>○ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul> </li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。</li> </ul>